

岸本町・溝口町合併協議会 第7回会議

別添資料（協議項目調整表）

協 議 項 目	資料ページ
諮問機関の取り扱い	1
国民健康保険事業の取り扱い	2
各種事務事業の取り扱い(負担金の取り扱い)	3 ~ 7
各種事務事業の取り扱い(出納業務)	8 ~ 10
各種事務事業の取り扱い(農林水産事業)	11
広域行政の取り扱い	12
公共的団体の取り扱い	13
各種事務事業の取り扱い(出納業務:指定金融機関等指定事務)	14

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項		
専門部会名	教育部会	責任者	藤井好文	ワーキンググループ名		その他事務事業		責任者	藤井好文
合併協議項目	20 諮問機関の取扱い		各種事務事業の取扱い			備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点		調整方法		
1	<p>教育委員会 組織構成、定数、委員の任期・報酬 定数 5人（うち教育委員長1名、教育長1名） 選任 町長が議会の同意を得て任命 任期 4年間 委員長 H.12.10.1～H.16.9.30 委員長職務代理者 H.12.10.1～H.16.9.30 委員 H.14.10.1～H.18.9.30 委員 H.15.10.1～H.19.9.30 教育長 H.13.10.1～H.17.9.30</p> <p>報酬 教育委員長 @40,300円×12ヶ月 委員長職務代理者 @26,100円×12ヶ月 教育委員（教育長を除く） @26,100円×12ヶ月</p>	<p>教育委員会 組織構成、定数、委員の任期・報酬 定数 5人（うち教育委員長1名、教育長1名） 選任 町長が議会の同意を得て任命 任期 4年間 委員長 H.13.10.1～H.17.9.30 委員長職務代理者 H.14.10.1～H.18.9.30 委員 H.12.10.1～H.16.9.30 委員 H.15.10.1～H.19.9.30 教育長 H.12.10.1～H.16.9.30</p> <p>報酬 教育委員長 @41,300円×12ヶ月 委員長職務代理者 @32,000円×12ヶ月 教育委員（教育長を除く） @26,700円×12ヶ月</p>	<p>1.両町で委員の報酬が異なっている。 2.合併時に暫定的に教育委員を選任する必要がある。 暫定的教育委員は、岸本町・溝口町の教育委員であった者のうちから暫定教育委員を選任する。</p>		<p>合併時に一元化で調整する。 報酬は合併時に一元化する。 （報酬額については別に調整する。）</p>				
専門部会名	住民環境部会	責任者	永見文夫	ワーキンググループ名		国民健康保険事業の取扱い		責任者	景山祐子
合併協定項目	20諮問機関の取扱い		各種事務事業の取扱い			備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点		調整方法		
2	<p>国保運営協議会 広く委員の意見・知識を取り入れ、被保険者にとって最も適切な、国保事業のあり方、運営の方向・問題事項を審議するため、設置する。 《報酬》 会長5,500円 委員5,300円 《委員数》 公益代表 3人 医療機関代表 3人 被保険者代表 3人 《実施時期》 年度末3月議会前 6月議会前 （税率改正によるもの） 《任期》 平成15.5.9 ～平成17.5.8</p>	<p>国保運営協議会 町長の諮問機関であり、国民健康保険事業の基本をなすべき事業及び保険財政に重大な影響を及ぼす事項などの国保事業の運営に関する重要事項を審議するため、設置する。 《報酬》 会長6,000円 委員5,500円 《委員数》 公益代表 3人 医療機関代表 3人 被保険者代表 3人 《実施時期》 年度末3月議会前 6月議会前 （税率改正がある場合） 《任期》 平成15.1.1 ～平成16.12.31</p>	<p>報酬 会長 委員 岸本町 5,500円 5,300円 溝口町 6,000円 5,500円</p> <p>合併後は、旧岸本地区と旧溝口地区から同数が選任されることが望ましい。 《調整案》 委員数 公益代表 旧岸本 3人 旧溝口 3人 医療機関代表 旧岸本 3人 旧溝口 3人 被保険者代表 旧岸本 3人 旧溝口 3人 任期 平成16.12.31で一旦任期を切り、平成17.1.1から新任期中で、原則同委員を引き続き任命する。</p>		<p>合併時に一元化を図る。</p>				

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							幹事長専決事項		
専門部会名	住民環境部会		責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	国民健康保険事業の取扱い		責任者	景山祐子
合併協定項目	21国民健康保険事業の取扱い		各種事務事業の取扱い			備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
1	<p>レセプト点検事業 レセプト点検専門員 《雇い上げ形態》 賃金職員 月9～10日 日 当 8,200円 雇用保険 なし 手 当 なし 内 訳 国保5日、老人4～6日 《人数》 1人 《点検内容》 国保・老人レセプト 縦覧点検 第三者行為の調査 レセプト並べ替え、収納 過誤調整（資格確認） 《研修への参加》 全体会（年3回）、西部地区 （年1回）</p>		<p>レセプト点検事業 レセプト点検専門員 《雇い上げ形態》 非常勤職員 月16日以内 日 当 7,300円 雇用保険 あり 手 当 あり（6月、12月） 《人数》 1人 《点検内容》 国保・老人レセプト 縦覧点検 第三者行為の調査 レセプト並べ替え、収納 《研修への参加》 全体会（年3回）、西部地区 （年1回）</p>		<p>雇い上げ形態 ア 日当 岸本町 8,200円 溝口町 7,300円 イ 雇用保険 岸本町 なし 溝口町 あり ウ 手当 岸本町 なし 溝口町 あり</p> <p>合併後レセプト枚数からみてレセプト点検員が2人は必要だが、レセプト点検専門員の人材が不足しており、合併後確保が難しいと考えられる 資格点検やレセプトの並べ替え、収納については事務担当者でも可能なため、職員体制の整備が必要 レセプト枚数、レセプト点検の効果額からみて、賃金、研修旅費ともに老人保健（一般会計）が負担すべきものとする</p>			合併時に新たに定める	
2	<p>国保の保健事業：健康審査 40歳未満の者の基本検診、肝臓がん検診を健康福祉課が実施し、国保被保険者分の費用を負担している。</p>		<p>国保の保健事業：健康診査 実施していない。</p>		<p>平成14年度より検診関係は調整交付金の補助対象外となったため、節目人間ドック検診以外の検診事業は財政状況から廃止する。 検診事業は国保ではなく、一般会計で実施すべきものとする。</p>			合併時に一般会計事業に移行する。	

行政現況調書調整一覧表						幹事長専決事項	
専門部会名	事務局扱い	責任者		ワーキンググループ名		責任者	事務局
合併協定項目			各種事務事業の取扱い	25 - 4 負担金の取り扱い	備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法		
1	両町ともに負担しているもの(協議会に報告済のものとは含まない。)			課題・問題はなし。	現に両町ともに負担することとしているものについては、現行のとおりとする。		
	総務部会関係						
	・市町村アカデミー研修負担金						
	・社会保険協会負担金						
	・町村監査委員協議会負担金						
	・職員共済組合負担金						
	・職員退職手当組合負担金						
	・公務災害補償基金負担金						
	・市町村共済組合球技大会負担金						
	・財団法人地方財務協会負担金						
	・日本経営協会研修負担金						
	・地方自治情報センター会費						
	・鳥取地区非常通信協議会負担金						
	・職員退職手当組合負担金共同設置機関特別会計負担金						
	・溝口地区防犯協議会負担金						
	・鳥取県防犯連合会負担金						
	・西部消防協会負担金						
	・県消防協会負担金						
	・県消防災害補償組合負担金						
	・県防災無線負担金						
	・防火訓練災害補償共済負担金						
	・消防学校団員入校負担金						
	・消防団員等公務災害補償等共済基金負担金						
	・溝口警察地区犯罪被害者支援連絡協議会負担金						
	・溝口地区運転管理者協議会負担金						
	・県明るい選挙推進協議会連合会負担金						
	・山陰本線・境線・因美線整備負担金						
	・西部広域行政管理組合負担金						
	・大山遭難防止協会負担金						
	議会部会						
	・県町村議会事務協議会負担金						
	・鳥取県町村議会議長会負担金						
	・西部町村議会議長会負担金						
	・全国豪雪地帯議長会負担金						
	・政経懇談会負担金						
	・防犯連合会負担金						
	企画部会						
	・溝口地区運転管理者協議会負担金						
	・溝口地区交通対策協議会負担金						
	・溝口地区交通安全協会負担金						
	・鳥取県高速道路交通安全協議会負担金						
	・県広報連絡協議会負担金						
	・米子ーソウル国際定期便利用促進実行委員会負担金						
	・鳥取県発電施設所在町村協議会負担金						
	・西部広域行政管理組合負担金						
	・鳥取県西部地域振興協議会負担金						
	・鳥取県中海圏域地方拠点都市推進協議会負担金						

行政現況調書調整一覧表						幹事長専決事項	
専門部会名	事務局扱い	責任者		ワーキンググループ名		責任者	事務局
合併協定項目		各種事務事業の取扱い		25 - 4 負担金の取り扱い	備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法		
	<ul style="list-style-type: none"> ・特産センター「野の花」維持管理負担金 ・特産センター「野の花」事業負担金 ・フラワーパーク建設促進協議会負担金 						
	保健福祉部会						
	<ul style="list-style-type: none"> ・全国介護支援センター協議会負担金 ・県介護支援センター協議会負担金 ・全国シルバー人材センター協会賛助会費 ・県シルバー人材センター連合会賛助会費 ・福祉自治体ユニット負担金 						
	住民環境部会						
	<ul style="list-style-type: none"> ・西部保育協議会負担金 ・県人権文化センター負担金 ・米子人権擁護委員協議会助成金 ・鳥取県解放保育連絡会負担金 ・西部広域行政管理組合負担金 ・米子市ほか9か町村衛生施設組合負担金 ・日本体育・学校保健センター災害給付契約負担金 ・第三者行為求償事務負担金 ・国保連合会負担金 ・県同和教育推進協議会負担金 ・部落解放基本法制定県実行委員会負担金 ・部落解放・人権政策確立要求県実行委員会負担金 ・西部地区同和对策協議会負担金 ・西部地区同和教育振興会議負担金 						
	建設水道部会						
	<ul style="list-style-type: none"> ・中国国道協会負担金 ・大山砂防連絡協議会負担金 ・県土木協会負担金 ・道路整備促進鳥取地方協議会負担金 ・日本道路協会負担金 ・日野川水系改修促進期成同盟会負担金 ・全国町村下水道推進協議会鳥取県支部負担金 ・日本下水道協会会費 ・日本下水道協会中国四国支部会費 ・日本下水道協会鳥取県支部会費 ・米子日野保健所管内技術管理部会参加費 ・日本水道協会正会員会費 ・日本水道協会中国四国地方支部正会員会費 ・日本水道協会鳥取県支部正会員会費 ・鳥取県簡易水道協会負担金 						
	産業経済部会						
	<ul style="list-style-type: none"> ・日野川水系改修促進期成同盟会負担金 ・産卵場造成事業負担金 						

行政現況調書調整一覧表							幹事長専決事項	
専門部会名	事務局扱い	責任者		ワーキンググループ名		責任者	事務局	
合併協定項目			各種事務事業の取扱い	25 - 4 負担金の取り扱い	備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法			
	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改良事業団体連合会負担金 ・大山山麓農免農道推進協議会負担金 ・農業構造改善対策協議会負担金 ・鳥取県農林統計協会会費 ・鳥取県市町村農業農村振興対策協議会負担金 ・鳥取県農業農村整備事業推進協議会負担金 ・鳥取県米飯学校給食支援事業負担金 ・鳥取県畜産推進機構賦課金 ・鳥取県産業振興機構協賛会入会金 ・西部家畜共進会負担金 ・大山山麓営農団地推進協議会負担金 ・林業労働者福祉向上推進事業負担金 ・鳥取県緑化推進委員会負担金 ・鳥取県森林土木協会負担金 ・鳥取県山村振興協議会負担金 ・鳥取県国有林野等所在市町村有志協議会負担金 ・山陰印象派キャンペーン推進協議会負担金 ・山陰観光連盟負担金 ・鳥取県観光連盟負担金 ・大山国立公園協会負担金 ・鳥取県観光キャンペーン実行委員会負担金 ・大山の美化を推進する会負担金 ・大山隠岐国立公園協会清掃負担金 ・米子コンベンションセンター管理運営費負担金 ・鳥取県農業会議負担金 ・県農業委員会会長会議負担金 ・西部農業委員会会長会負担金 ・大山山麓・リゾート観光推進協議会負担金 ・財団法人農村地域工業導入促進センター賛助会費 ・とっとり県民米推進事業負担金 ・日本農業集落排水協会会費 							
	<p>教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西部広域行政管理組合負担金 ・市町村教育委員会研究協議会負担金 ・西部地区町村教委連絡協議会負担金 ・西部町村就学指導推進協議会負担金 ・自治体国際化協会負担金 ・県ふるさと創り運動協議会負担金 ・県社会教育協議会負担金 ・県社会教育委員連絡協議会負担金 ・青少年育成県民会議負担金 ・日野地区非行防止連絡協議会負担金 							

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表						幹事長専決事項	
専門部会名	事務局扱い	責任者		ワーキンググループ名		責任者	事務局
合併協定項目			各種事務事業の取扱い	25 - 4 負担金の取り扱い	備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法		
	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館振興市町村連盟負担金 ・県図書館協会負担金 ・日本体育学校健康センター負担金 ・県体育協会負担金 ・県体育指導員協議会負担金 						
2	<p>いずれか一方の町のみが負担しているもの(協議会に報告済みのものは含まない)</p> <p>総務部会関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源地域振興センター研修負担金 ・官公庁野球大会負担金 ・西部地区スポーツ祭典参加負担金 ・町職域球技大会参加負担金 ・吉本リーダーズカレッジ負担金 ・町野球ナイターリーグ参加負担金 <p>議会部会関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員年金受給者協議会負担金 ・鳥取県防犯連合会負担金 <p>企画部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西伯耆地区活性化対策推進協議会負担金 <p>保健福祉部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県原爆被害者協議会日野郡支部負担金 ・対ガン協会負担金 ・県保健センター連絡協議会負担金 ・日野郡地域保健医療機関連絡協議会負担金 ・日野郡精神障害者おしどり作業所運営費負担金 ・日野郡精神障害者かがみやま荘運営費負担金 <p>住民環境部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣保館連絡協議会負担金 ・隣保館集会所等職員連絡協議会負担金 ・児童館連絡協議会負担金 ・使用済乾電池処理負担金 ・西伯保護区保護司会負担金 ・西部地区同和対策協議会県外視察参加負担金 <p>建設水道部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国基地協議会負担金 ・防衛施設全国協議会負担金 ・地域高規格道路江府三次線建設促進期成会負担金 ・西伯根雨線建設促進期成会負担金 ・雪センター会費 ・倉吉江府溝口線期成同盟会負担金 ・日野地区幹線道路整備促進連絡協議会負担金 <p>産業経済部会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米子地方土地改良事業研究会負担金 ・米子地方土地改良事業推進協議会負担金 ・米子地区農業士会負担金 ・西部産米改良協会負担金 ・全国農村アメニティ協議会負担金 ・きしもと清流まつり負担金 				郡の所属の決定によって、廃止するものがある。	郡の所属に関するものを除き、原則として新町に引き継ぐものとする。	郡の所属に関するものは、郡の所属が決定した後に関係するものを新町に引き継ぐものとする。

行政現況調書調整一覧表						幹事長専決事項	
専門部会名	事務局扱い	責任者		ワーキンググループ名		責任者	事務局
合併協定項目		各種事務事業の取扱い		25 - 4 負担金の取り扱い	備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法		
	・米子地方農林振興協議会負担金	・日野地方農林振興協議会負担金					
	・経済交流事業負担金						
	・鳥取県水環境保全市町村連絡協議会負担金						
		・出雲街道沿線市町村連絡会負担金					
		・森林税創設促進連盟会費					
		・日本さくらの会賛助会費					
		・全国中山間地域振興協議会会費					
		・全国中山間地域振興協議会中四国支部協議会会費					
		・農都共生全国協議会会費					
		・郡産米改良協会負担金					
		・農村総合整備事業推進協議会負担金					
		・日野川左岸地区対策推進協議会負担金					
		・県山村振興協議会負担金					
		・県農業士連絡協議会負担金					
		・日野郡そば研究会負担金					
		・県畜産推進機構負担金					
		・西部地区畜産共進会負担金					
		・定住促進対策中四国ブロック協議会負担金					
	教育部会						
	・県教育施設整備期成会負担金						
	・西伯郡在学青年交歓のつどい参加負担金						
	・西伯郡小学校会負担金	・日野郡小学校会負担金					
	・西伯郡小学校体育連盟負担金	・日野郡小学校体育連盟負担金					
	・西伯郡中学校会負担金	・日野郡中学校会負担金					
		・一部事務組合負担金					
		・公共図書館協議会負担金					
	・西伯郡学校保健会負担金						
	・学校給食保存食負担金						
	・全国学校栄養士協議会負担金						
	・全国学校栄養士協議会県支部負担金						
	・西伯郡社会教育協議会負担金	・日野郡社会教育協議会負担金					
	・修学旅行引率教員旅費負担金						
		・全国生涯学習市町村協議会負担金					
	・西伯郡体育指導委員協議会負担金	・日野郡体育指導委員協議会負担金					
	・西伯郡体育協会負担金	・日野郡体育協会負担金					
		・鳥取県体育施設協会負担金					
	・みのかや部会負担金						
		・学校図書館負担金					
		・鳥取県学校寄宿舎教育研究会負担金					
		・鳥取県吹奏楽連盟負担金					

本表作成以後に新たに負担することとなったもの等についても本調整方法を適用する。

専門部会名	税務出納部会		責任者	金田政雄	ワーキンググループ名	出納業務の取扱い		責任者	景山千恵
合併協定項目	25各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 6出納業務の取扱い		備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
1	<p>一般会計及び特別会計出納事務 ○収入の収入命令に伴う事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 各担当課作成の納入通知書、口座振替により収納する。 納入通知書は指定の金融機関等で納入し、領収書を発行する。 口座振替(税金、保育料、上下水道料)は所定の様式で手続きを行う 口座振替手数料 1件 5円 収入金は指定金融機関から領収済通知書添付の出納金整理表により各課作成の調定書を確認し、収納処理を行う <p>○予算の範囲内における支出負担行為及びその支出命令に伴う事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 各担当課作成の支出命令に基づき、支払処理を行う。(証票は前週の木曜日、指定日の5日前に出納室に各担当が提出する) 口座振込、納付書払、窓口払、その他により支払う(原則、口座振込) 通常は毎週木曜日支払、給与等は指定日に支払する 口座振替は、前日までにFDを作成し、指定金融機関にデータを送信する(スマートバンクシステム：山陰合同銀行) 納付書払は、納付書と払出しの伝票により指定金融機関にわたす 窓口払は、支払日に指定金融機関に小切手により支払う <p>特別会計 12会計(企業会計含む)</p> <p>出納時間 午前9時～午後3時</p> <p>事務は電算処理(財務システム：鳥取県情報センター)</p>	<p>一般会計及び特別会計出納事務 ○収入の収入命令に伴う事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 各担当課作成の納入通知書、口座振替により収納する。 納入通知書は指定の金融機関,出納室窓口で納入し、領収書を発行する 口座振替(税金、保育料、上下水道料)は所定の様式で手続きを行う 口座振替手数料 1件 5円 収入金は金融機関から領収済通知書添付の送付表により、又、窓口で受領した現金と納入通知を確認し、収納処理を行う <p>○予算の範囲内における支出負担行為及びその支出命令に伴う事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 各担当課作成の支出命令に基づき、支払処理を行う(支出命令は支払日の10日前を締切とし、財政担当がまとめて支払日までに提出) 納付書払、窓口払、その他により支払う(原則、窓口払) 通常は毎月5、15、25日支払、給与等は指定日に支払する <p>納付書払は、納付書と払出しの伝票をそれぞれの金融機関にわたす</p> <p>窓口払は、支払日に各事業所毎にまとめ、出納室窓口で支払う</p> <p>特別会計 8会計</p> <p>支払時間 午前9時～午後3時</p> <p>事務は電算処理(財務システム：鳥取県情報センター)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1. 出納事務について、指定金融機関で行うことが必要 2. 支払日が違う 3. 専決規定、財務規則の調整が必要 <p>・平成16年度から溝口町も指定金になり、概ね現行どおりで調整できると思われる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・合併時に一元化する ・支払日については岸本町の例による 					

専門部会名	税務出納部会	責任者	金田政雄	ワーキンググループ名	出納業務の取扱い	責任者	景山千恵
合併協定項目	25各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 6出納業務の取扱い	備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点		調整方法		
2	<p>歳入歳出歳計外現金出納事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳入歳出外現金 17会計 事務は電算処理(財務システム：財 鳥取県情報センター) <ol style="list-style-type: none"> 源泉所得税 <ul style="list-style-type: none"> ・給与、賃金の支払の際に歳入処理を行い、月締で翌月10日に支払をする 町県民税 <ul style="list-style-type: none"> ・毎日の収入に対し、歳入処理を行う。月締で、担当課が町民税、県民税 に按分、町民税は振替を行い、県民税は翌月10日に支払をする 国有農地賃借料 <ul style="list-style-type: none"> ・毎年2月頃、県の依頼により国有農地使用料を徴収、それを納付する 生活保護費 <ul style="list-style-type: none"> ・県からの生活保護費を受け、毎月5日に支払をする(窓口払) 職員共済費、6. 職員退職手当組合費 <ul style="list-style-type: none"> ・毎月、給与の支払の際に歳入処理を行い、月末に支払をする 債権差押額 ・差押えた金銭を取扱う 契約保証金 <ul style="list-style-type: none"> ・工事等の契約の際に現金払いの契約保証金(工事代金の1割)を受ける。工事完成後、担当課の検査により、保証金を戻す 排水設備業者保証金 <ul style="list-style-type: none"> ・排水設備業者の登録の際に保証金(20万)を受ける。指定業者取消時等に返金する。 焼却用ごみ袋代金、11. 不燃ごみ袋代金 <ul style="list-style-type: none"> ・町民等がごみ袋を購入した際に、歳入処理を行う。焼却用は西伯ほか2町、不燃ごみ袋は、業者に支払をする その他 <ul style="list-style-type: none"> ・職員の共済保険等の一時預りをし、その都度、支払を行う 13. 臨時職員社会保険料、14. 臨時職員雇用保険料 <ul style="list-style-type: none"> ・臨時賃金の支払の際に個人負担分で引いた保険料を歳入処理し、社会保険は毎月月末、雇用保険は年1回に支払する 15. 公民館貸衣装 <ul style="list-style-type: none"> ・公民館に保管してある貸衣装の使用料をその都度歳入処理する。クリーニング代等維持費の支払を行う 16. 用品調達基金 <ul style="list-style-type: none"> ・一括購入した消耗品等の各課からの支払を受け、月末締めで購入業者へ支払を行う 17. バス回数券 <ul style="list-style-type: none"> ・バス回数券の歳入処理と業者への支払 	<p>歳入歳出歳計外現金出納事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歳入歳出外現金 8会計 事務は電算処理(財務システム：財 鳥取県情報センター) <ol style="list-style-type: none"> 源泉所得税 <ul style="list-style-type: none"> ・給与、賃金の支払の際に歳入処理を行い、月締で翌月10日に支払をする 町県民税 <ul style="list-style-type: none"> ・毎日の収入に対し、歳入処理を行う。月締で、担当課が町民税、県民税 に按分、町民税は振替を行い、県民税は翌月10日に支払をする 農地代金 <ul style="list-style-type: none"> ・毎年2月頃、県の依頼により国有農地使用料を徴収、それを納付する 共済組合費 <ul style="list-style-type: none"> ・毎月、給与の支払の際に歳入処理を行い、月末に支払をする 健康保険料 <ul style="list-style-type: none"> ・毎月、臨時職員の給与の支払の際に歳入処理を行い、月末に支払をする。(雇用保険は一般会計で処理) 公営住宅敷金 <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅に入居の際に敷金を受け、退居により敷金を返す。 工事等契約保証金及び排水設備業者保証金 <ul style="list-style-type: none"> ・工事等の契約の際に現金払いの契約保証金(工事代金の1割)を受ける工事完成後、担当課の検査により、返金する。 ・排水設備業者の登録の際に保証金(20万)を受ける。指定業者取消時等に返金する。。 義援金 <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県西部地震により、全国から寄せられた義援金、見舞金をその都度歳入処理する。義援金については、被災世帯に分配を行い、見舞金については、一般会計に歳入処理した。 	<ol style="list-style-type: none"> 各町のみ歳計外現金がある 岸本町のみ 生活保護費、債権差押額、焼却用ごみ袋、不燃ごみ袋代金、公民館貸衣装、用品調達基金、バス回数券、臨時職員雇用保険料 溝口町のみ 公営住宅敷金、義援金 溝口町では1つ、岸本町では2つに別れている 共済組合費、臨時職員健康保険、契約保証金 内容が同じで名称が違う 3番の国有農地賃借料 	<p>合併時に一元化する。</p> <p>(課題1.については、各担当部会での調整による。課題2.については、岸本町の例による。)</p>			

行政現況調書調整一覧表

幹事長専決事項
責任者 景山千恵

専門部会名	税務出納部会	責任者	金田政雄	ワーキンググループ名	出納業務の取扱い	責任者	景山千恵
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 6 出納業務の取扱い		備考	
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法	
3	<p>共用物品(消耗品、印刷、備品)払出事務 役場で使用する主要な事務消耗品等を用品調達基金により出納室が一括購入する。各課は、出納室から消耗品を購入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・購入業者は毎年、予算前に見積を徴する。現在、主に3業者より購入 ・各課より「事務用消耗品等請求書」により請求し、払い出す。 ・毎月、月末締めで集計し、各課より用品調達購入基金に入金 ・毎月、月末締めで購入業者より請求があり、支払を行う <p>その他の専門的な消耗品、窓あき封筒、備品については各課で購入</p>	<p>共用物品(消耗品、印刷、備品)払出事務 担当：総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般会計で購入(コピー用紙、諸用紙印刷) ・購入業者は決まっていない ・各課より口頭で払い出す <p>その他の消耗品については、各課で購入</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・岸本町は基金(歳計外現金)で管理、溝口町は一般財源で購入、支払(主に各課で購入)している ・購入品目が違う ・払出し方法が違う 		<p>合併時に一元化する。 岸本町の例による。</p>	

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表								幹事長専決事項	
専門部会名	産業経済部会		責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名		農林水産事業(畜産)	責任者	谷口仁志
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 32 農林水産事業			備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点			調整方法			
1		<p>溝口町肉用牛導入特別型事業 (目的) 肉用牛繁殖経営をする上で農家の大きな負担となるのは、素牛を購入することであり、この事業により農家の初期投資の負担を軽減する。</p> <p>(内容等)</p> <ul style="list-style-type: none"> この事業では農家の要望により、溝口町肉用牛導入特別型基金条例・施行規則で規定された範囲内で町が基金の取崩しにより雌牛を購入し、一定期間貸付け、その後農家に譲渡する事業。 取崩した金額を譲渡時に納入させ、基金に繰り入れる。 溝口町肉用牛導入特別型基金の額 6,480,000円 現在の状況 <ul style="list-style-type: none"> 貸付け頭数 11頭 基金取崩し総額 4,351,150円 対象者 <ul style="list-style-type: none"> 満60歳以上の者 山村振興法、過疎地域自立促進特別措置法の指定地域に居住している者 基幹的役割を果たすべき者が、一定期間(おおむね30日以上)不在である農家世帯に属する者 	溝口町のみ実施している。			畜産振興上必要であり、現行どおり新町に引き継ぐ。			
2		<p>畜産業費一般 (目的) 本町の畜産振興を図るための経費</p> <p>(内容等)</p> <p>鳥取県畜産共進会展報償費 30,000円×3頭(見込み) = 90,000円</p> <ul style="list-style-type: none"> 優秀な雌牛の育成を目的として、西部畜産共進会で選出され、県畜産共進会展に出展される牛1頭当り30,000円の報償金を支払う。 畜産推進指導員報償費 180,000円 町内畜産農家の巡回指導員の報償費。 榊水牧野賃借料 344,000円 榊水牧野の地権者である金屋谷部落・岩立部落と町が土地の賃貸借契約行っており、その賃借料である。 <p>なお、管理先の榊水牧野管理組合からの使用料(同額)を充てている。</p>	溝口町のみ実施している。			畜産振興上必要であり、現行どおり新町に引き継ぐ。			

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							協議会提案事項			
専門部会名	事務局扱い	責任者		ワーキンググループ名		責任者	齊下正司			
合併協定項目	13 広域行政の取り扱い		各種事務事業の取扱い			備考				
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法		
1	1. 鳥取県西部広域行政管理組合									
	構成団体	米子市、境港市、西伯郡・日野郡の町村								
	処理事務	ふるさと市町村圏計画の策定及び事務実施								
		介護保険法に基づく認定審査及び判定								
		社会福祉施設事務、救急医療施設事務、厚生福祉施設事務								
	不燃物処理場の設置管理									
	常備消防事務									
	視聴覚ライブラリーの設置管理									
	火薬類の消費等に係る許可、液化石油ガス設備工場等の許可									
	2. 米子市ほか9か町村衛生施設管理組合				両町以外の構成市町村との調整が必要 脱退及び加入手続きが必要			新町発足の日の前日をもって加入 団体から脱退し、新町において新町 発足の日に新たに加入する。		
	構成団体	米子市、西伯郡の町村、日野郡溝口町								
	処理事務	し尿処理								
	3. 鳥取県市町村消防災害補償組合									
	構成団体	境港市、全町村								
	処理事務	消防団員及び水防団員に係る損害補償								
	4. 鳥取県町村職員退職手当組合									
	構成団体	全町村、鳥取県市町村消防災害補償組合ほか11組合								
	処理事務	退職手当								
	5. 鳥取県市町村共済組合									
	構成団体	県内の市町村及び一部事務組合等の職員								
	共同事務	職員の共済事務処理								

南部箕蚊屋広域連合、南部土地開発公社、西伯町ほか2ヶ町清掃施設組合、日野病院組合については、別途調整方法を提出する。

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表				協議会提案事項	
専門部会名	事務局	責任者	ワーキンググループ名	責任者	齊下正司
合併協定項目	14 公共的団体の取り扱い		各種事務事業の取扱い	備考	
連番	部門別の公共的団体設置状況		課題・問題点		調整方法
	部会別	岸本町	溝口町	設置状況が異なる。	
1	総務	区長協議会	部落代表者会	公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。 共通の目的をもった団体は、できる限り新町発足時に統合できるよう調整に努める。 独自の目的をもった団体は、原則として現行のとおりとする。	
	企画	岸本町交通安全推進協議会	溝口町交通安全推進協議会		
		交通安全指導員協議会	交通安全指導員協議会		
	住民環境	岸本町同和教育推進協議会	溝口町同和対策推進協議会		
	健康福祉	岸本町赤十字奉仕団	溝口町赤十字奉仕団		
		岸本町民生児童委員協議会	溝口町民生児童委員協議会		
		社会福祉法人 岸本町社会福祉協議会	社会福祉法人 溝口町社会福祉協議会		
		岸本町食生活改善推進協議会	溝口町食生活改善推進協議会		
		岸本町保健委員会	溝口町保健委員会		
		廃棄物減量等推進委員会			
		岸本町身体障害者福祉協議会	溝口町身体障害者福祉協議会		
		岸本町心身障害児(者)育成会	溝口町心身障害児(者)育成会		
		岸本町精神障害者家族会	日野郡精神障害者おしどり作業所・グループホームかがみやま荘		
		岸本町遺族会	溝口町遺族会		
		岸本町ボランティア協会			
		岸本町母子連合会	溝口町母子父子会(みのむし会)		
		岸本町老人クラブ連合会	溝口町老人クラブ連合会		
		たんぼぼクラブ	溝口町子育てサークル		
		産業経済	鳥取西部農業協同組合岸本町支所		
	鳥取県猟友会岸本地区猟友会		鳥取西部農業協同組合溝口町支所		
			鳥取県猟友会溝口地区猟友会		
			鳥取県猟友会二部地区猟友会		
	岸本町農事実行組合		溝口町実行組合		
	岸本町商工会		溝口町商工会		
	岸本町観光協会		溝口町観光協会		
	岸本町地域振興株式会社				
	岸本町営農協議会		溝口町営農協議会		
			財団法人 溝口町農業振興公社		
	社団法人 鳥取県緑化推進委員会岸本町支部		社団法人 鳥取県緑化推進委員会溝口町支部		
	大原千町土地改良区		溝口土地改良区		
	岸本町畑地土地改良区		溝口町土地改良区		
	尾高井手土地改良区				
	西部土地改良区				
	箕蚊屋土地改良区				
	岸本風神太鼓振興会		溝口町鬼面太鼓振興会		
	青少年育成岸本町民会議		青少年育成溝口町民会議		
	岸本町青年団		溝口町青年会		
	岸本町PTA協議会		溝口町PTA協議会		
			日光女性会		
			溝口町文化振興会		
	財団法人植田正治写真美術財団				
	岸本町スポーツ少年団				
	財団法人岸本町スポーツ振興事業団				
	岸本町ゲートボール協会	溝口町ゲートボール協会			
	岸本町グランドゴルフ協会	溝口町グランドゴルフ協会			
	岸本町体育協会	溝口町体育協会			

本表作成以後新たに発足した団体等についても本調整方法を適用する。

参考事項

公共的団体とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字等の厚生社会事業団、教育団体、青年団、婦人会、文化団体、スポーツ団体等の文化事業スポーツ団体等、公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人か否かは問わない。

地方自治法第157条 普通公共団体の長は、当該地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務を報告させ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。

市町村の合併の特例に関する法律 第16条

7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							協議会提案事項	
専門部会名	税務出納部会	責任者	金田政雄	ワーキンググループ名	出納業務の取扱い	責任者	景山千恵	
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 6 出納業務の取扱い		備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点			調整方法		
1	<p>指定金融機関等指定事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定金融契約日 平成元年2月1日から 指定金融機関 山陰合同銀行 <p>役場への派出は木曜日、他の曜日は、9時・15時頃の2回来庁し、15時の際に役場窓口で収納した税金等持ちかえる</p> <ul style="list-style-type: none"> 収納代理機関 鳥取銀行 米子信用金庫 鳥取西部農業協同組合 	<p>指定金融機関等指定事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定金融機関 <p>・平成16年度から山陰合同銀行を指定金融機関とする（9月議会で承認）</p> <ul style="list-style-type: none"> 収納代理機関 山陰合同銀行 鳥取銀行 米子信用金庫 鳥取西部農業協同組合 	<ul style="list-style-type: none"> 合併時に新町で契約が必要 			<ul style="list-style-type: none"> 合併時に一元化する 岸本町の例による。 		

岸本町・溝口町合併協議会 第7回会議

参考資料（事務レベル調整）

協 議 項 目	資料ページ
国民健康保険事業の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 ~ 5
各種事務事業の取り扱い(出納業務)・・・・・・・・・・・・・・・・	6 ~ 7
各種事務事業の取り扱い(農林水産事業)・・・・・・・・	8 ~ 13
公共的団体の取り扱い・・・・・・・・・・・・・・・・	14
各種事務事業の取り扱い(治山治水事業)・・・・・・・・	15
各種事務事業の取り扱い(学校教育事業)・・・・・・・・	16

専門部会名	住民環境部会		責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	国民健康保険事業の取扱い		責任者	景山祐子
合併協定項目	21 国民健康保険事業の取扱い		各種事務事業の取扱い		備考				
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
1	保険給付事務 (1) 疾病及び負傷に対する給付 (2) 出産に対する給付 (3) 死亡に対する給付		保険給付事務 (1) 疾病及び負傷に対する給付 (2) 出産に対する給付 (3) 死亡に対する給付		同一			現行どおりとする。	
2	非課税世帯の認定 国税の所得判定を行い、非課税世帯の認定された世帯に対して、被保険者に係る標準負担額、高齢受給者の入院時一部負担金を軽減し、非課税世帯の医療費の負担の軽減を図る。 申請に基づき、情報センターに委託したりストにより判定・認定		非課税世帯の認定 一定の要件に該当する被保険者に係る標準負担額、高齢受給者の入院時一部負担額について被保険者の申請に基づき減額の認定を行い認定証を交付することで、低所得世帯の医療費負担の軽減を図ることを目的とする。 申請に基づき、情報センターに委託したりストにより判定・認定		同一			現行どおりとする。	
3	保険給付の内容：療養給付費 国民健康保険事業の目的として行われる医療給付であり、現物給付として行う一般被保険者（老人を除く）及び退職被保険者に係る療養の給付等に要する経費から一部負担金に相当する額を控除した額を医療機関に支払うことにより医療費の助成を行い、被保険者の医療費負担の軽減を図っている。		保険給付の内容：療養給付費 国民健康保険事業の目的として行われる医療給付であり、現物給付として行う一般被保険者（老人を除く）及び退職被保険者に係る療養の給付等に要する経費から一部負担金に相当する額を控除した額を医療機関に支払うことにより医療費の助成を行い、被保険者の医療費負担の軽減を図っている。		同一			現行どおりとする。	
4	保険給付の内容：療養費 コルセット等の治療装具やあんま・はり・きゅう・マッサージの施術など、療養の給付では対応できないものでやむを得ないと認められたときに療養の給付に変えて支給するもの。 《審査体制》 職員が審査している。（ただし、判断に困る内容は連合会に審査に出す。） 《支払時期》 被保険者の申請が、月の中旬の場合、月末の木曜日に支払う。それ以降は翌月末の木曜日に支払う 《支払方法》 口座振込（口座振込先は、世帯主又は家族） 《支給決定》 支払日の3日前にハガキで支給内容・支給金額等を通知する		保険給付の内容：療養費 コルセット等の治療装具やあんま・はり・きゅう・マッサージの施術など、療養の給付では対応できないものでやむを得ないと認められたときに療養の給付に変えて支給するもの。 《審査体制》 国保連合会に審査委託 申請の都度国保連合会に審査に出す（月1～2件） 《支払時期》 審査終了後国保連合会から書類が帰るのが月末のため、翌月5日までに支払の決定を行い、15日払いとなる。 《支払方法》 世帯主の希望により振込か窓口払い 《支給決定》 決裁により支給決定後毎月5日に支給決定通知書を郵送		審査体制 岸本町 審査を行っていない 溝口町 国保連に審査を委託 支払時期 岸本町 月中旬締切り、月末木曜日支払 溝口町 5日締切り、15日支払 支払方法 岸本町 口座振込 溝口町 口座振込又は窓口払い 支給決定 岸本町 支払3日前にハガキで通知 溝口町 支払決定後（5日）封書で通知			合併時に一元化を図る。	

専門部会名	住民環境部会	責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	国民健康保険事業の取扱い	責任者	景山祐子
合併協定項目	21 国民健康保険事業の取扱い		各種事務事業の取扱い		備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点			調整方法	
5	<p>保険給付の内容：高額療養費 一定の額を超えた場合に支給される。医療費全体が高額になると被保険者にとって大きな負担になるため軽減を図っている。</p> <p>《支払時期》 国保連合会の支給台帳を確認後（2ヶ月遅れ）支払日の前の週の木曜日までに支給決定を行い、毎月末木曜日に支払う</p> <p>《申請の案内》 国保連合会の支給台帳により、封書により申請の案内を郵送</p> <p>《支給決定》 支給日の3日前にハガキにより支給決定通知を郵送</p> <p>《支払方法》 口座振込（振込先は世帯主又は家族口座）</p> <p>《その他》 高額療養費該当者が申請に来られない場合、3ヶ月に1回通知をする。（郵送通知）</p>	<p>保険給付の内容：高額療養費 療養に要した費用が著しく高額であるときに高額療養費を支給し、被保険者の医療費負担の軽減を図っている。</p> <p>《支払時期》 国保連合会の支給台帳を確認後（2ヶ月遅れ）毎月15日までに支払決定を行い、毎月25日に支払う</p> <p>《申請の案内》 国保連合会の支給台帳により、封書により申請案内を郵送</p> <p>《支給決定》 決裁により支給決定後毎月15日頃に支給決定通知書を封書で郵送</p> <p>《支払方法》 世帯主の希望により振込か窓口払い</p>	<p>支払時期 岸本町 木曜日締切り、月末木曜支払 溝口町 15日締切り、25日支払</p> <p>支払方法 岸本町 口座振込 溝口町 口座振込又は窓口払い</p> <p>支給決定 岸本町 支払日3日前にハガキで通知 溝口町 支給決定後（15日）封書で通知</p>			<p>合併時に一元化を図る。</p>	
6	<p>保険給付の内容：移送費 法に基づき療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、世帯主に対して移送費を支給する。</p> <p>《支給要件》 （1）移送の目的である療養が保険診療として適切であること （2）移送の原因である疾病又は負傷により移動することが著しく困難であること （3）緊急その他やむを得ないこと</p>	<p>保険給付の内容：移送費 法に基づき療養の給付を受けるため病院又は診療所に移送されたときは、世帯主に対して移送費を支給する。</p> <p>《支給要件》 （1）移送の目的である療養が保険診療として適切であること （2）移送の原因である疾病又は負傷により移動することが著しく困難であること （3）緊急その他やむを得ないこと</p>	<p>岸本町・溝口町過去に支給実績なし 支払時期以外には問題ない</p>			<p>現行どおりとする。</p>	
7	<p>保険給付の内容：審査支払事務 保険医療機関からの医療費の請求について国保連合会に審査支払を委託し、審査支払の効率化・適正化を図っている。</p>	<p>保険給付の内容：審査支払事務 保険医療機関からの医療費の請求について国保連合会に審査支払を委託し、審査支払の効率化・適正化を図っている。</p>	<p>同一</p>			<p>現行どおりとする。</p>	
8	<p>保険給付の内容：出産育児一時金 被保険者の妊娠85日以上の（妊娠4ヶ月を超える）出産（生産、死産、人工流産等の別を問わない）について、世帯主の申請に対し出産育児一時金を支給する。</p> <p>《支給額》 1件30万円 《支払時期》 月中旬にとりまとめ月末木曜日支払</p> <p>《支払方法》 口座振込 《支給決定》 支払日の3日前にハガキで通知</p>	<p>保険給付の内容：出産育児一時金 被保険者の妊娠85日以上の（妊娠4ヶ月を超える）出産（生産、死産、人工流産等の別を問わない）について、世帯主の申請に対し出産育児一時金を支給する。</p> <p>《支給額》 1件30万円 《支払時期》 申請時即支給 《支払方法》 窓口払い 《支給決定》 通知を作成していない</p>	<p>支払時期 岸本町 月中旬にとりまとめ、月末木曜日支払 溝口町 申請時即支給</p> <p>支払方法 岸本町 口座振込 溝口町 窓口払い</p> <p>支給決定 岸本町 支給日3日前にハガキで通知 溝口町 通知を作成していない</p> <p>出産育児一時金貸付制度を実施していないため、支払時期については、できるだけ早い対応をする方向で調整する。</p>			<p>合併時に一元化を図る。</p>	

専門部会名	住民環境部会	責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	国民健康保険事業の取扱い	責任者	景山祐子
合併協定項目	21 国民健康保険事業の取扱い		各種事務事業の取扱い		備考		
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点			調整方法	
9	<p>保険給付の内容：葬祭費 被保険者が亡くなったとき、その者の葬祭を行う者の申請により支給する。 《支給額》 1件2万円 《支払時期》 月中旬にとりまとめ月末木曜日支払 《支払方法》 口座振込 《支給決定》 支払日3日前にハガキで通知</p>	<p>保険給付の内容：葬祭費 被保険者が亡くなったとき、その者の葬祭を行う者の申請により支給する。 《支給額》 1件2万円 《支払時期》 申請時即支給（資金前渡） 《支払方法》 資金前渡の場合は窓口払い 一般支払の場合は窓口払い又は口座振込 《支給決定》 作成していない（一般支払の場合は作成している）</p>	<p>支払時期 岸本町 月中旬とりまとめ、月末木曜日支払 溝口町 資金前渡により即支払 支払方法 岸本町 口座振込 溝口町 窓口払い又は口座振込 支給決定 岸本町 支払日3日前にハガキで通知 溝口町 資金前渡の場合は通知しない 一般支払の場合は決定次第封書で通知</p> <p>溝口町は死亡届に出られた集落の方に申請していただき、その場で集落の方に葬祭費を預けている。</p>			合併時に一元化を図る。	
10	<p>保険給付の内容：出産育児一時金、高額療養費貸付 出産育児一時金貸付 実施していない 高額療養費貸付 社会福祉協議会が実施</p>	<p>保険給付の内容：出産育児一時金、高額療養費貸付 出産育児一時金貸付 実施していない 高額療養費貸付 社会福祉協議会が実施</p>	<p>同一 出産育児一時金貸付け制度については、相談すらない状況のため、実施する必要はないと考える。 出産育児一時金貸付け制度については、貸付後に転出した場合の重複支給等の問題がある。</p>			現行どおりとする。	
11	<p>保険給付の内容：高額療養費受領委任払 高額療養費の支給対象となる場合、その支給額を保険者が直接医療機関に支払うことで、被保険者の医療費負担の軽減を図っている。 《利用状況》 米子、広江、鳥大、日野、西伯、労災、高島 《要件》 高額療養費に相当する医療費の支払が困難な者で、申請時点で保険税を堪能している者 住民税非課税世帯又は、一般世帯・上位所得者・一定以上所得者で多数該当の者 《委任払の適用承認の決定》 申請時請求書により高額療養費の該当の確認、保険税の納付状況の確認を行い、即適用承認書及び自己負担限度額通知書を交付している。 《委託契約の締結》 町と医療機関で協定を締結 《支払方法》 直接医療機関に支給決定を行い振込により支払っている</p>	<p>保険給付の内容：高額療養費受領委任払 高額療養費の支給対象となる場合、その支給額を保険者が直接医療機関に支払うことで、被保険者の医療費負担の軽減を図っている。 《利用状況》 広江、鳥大、日野、西伯、労災、高島 《要件》 高額療養費に相当する医療費の支払が困難な者で、申請時点で保険税を完納している者 住民税非課税世帯又は、一般世帯・上位所得者・一定以上所得者で多数該当の者 《委任払の適用承認の決定》 申請時請求書により高額療養費の該当の確認、保険税の納付状況の確認を行い、即適用承認書及び自己負担限度額通知書を交付している。 《委託契約の締結》 町と医療機関が直接契約をするのではなく、世帯主が委任払の適用について医療機関の同意を得て委任契約を締結する 《支払方法》 直接医療機関に支給決定を行い振込により支払っている</p>	<p>委託契約の締結 岸本町 医療機関と協定を締結している 溝口町 直接契約はしていない</p> <p>岸本町が協定を締結しているのは1医療機関（日野病院）のみで、特に必要ないと考えている。 高額療養費の自己負担限度額の決定が、医療費の総額が決定しないと算出できない場合があるため、自己負担限度額通知書を交付するのに1ヶ月程度かかることがある。 現行の様式では、高額療養費受領委任払適用承認書と自己負担限度額通知書があわせて1枚となっているため、自己負担限度額が決定しないと承認書が交付できないため分離することがよい。</p>			合併時に溝口町の制度を適用する。	
12	<p>国保の保健事業：制度普及事業 広報：制度改正・給付内容等を5回シリーズで</p>	<p>国保の保健事業：制度普及事業 広報：国保データ、制度改正 行政連絡：資格の得喪、制度改正 ケーブルテレビ：制度改正等 健康カレンダー：国保制度</p>	<p>合併後存在する広報手段を有効に活用し、PRを実施する。</p>			合併時に一元化を図る。	

専門部会名	住民環境部会	責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	国民健康保険事業の取扱い	責任者	景山祐子
合併協定項目	21 国民健康保険事業の取扱い		各種事務事業の取扱い		備考		
連番	岸本町	溝口町	課題・問題点			調整方法	
13	<p>国保の保健事業：無診療世帯表彰</p> <p>《表彰規定》 あり</p> <p>《表彰対象者》 毎会計年度の期間、無診療である世帯を表彰</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者数3人以上の世帯で1年間無診療の世帯 ・被保険者数2人の世帯で2年間無診療の世帯 ・被保険者数1人の世帯で3年間無診療の世帯 <p>《表彰状》 3年間連続で無診療であった世帯</p>	<p>国保の保健事業：無診療世帯表彰</p> <p>《表彰規定》 なし</p> <p>《表彰対象者》 前年度中無診療であった世帯で被保険者に異動がなく、保険税の滞納がない世帯</p> <p>《表彰方法》 平成14年度までは「健康づくり大会」で3年間以上無診療であった世帯を表彰していたが、平成15年度からは表彰式を行わず郵送にて表彰状・記念品を送付する予定</p> <p>《表彰状》 3年以上連続で無診療であった世帯</p> <p>《記念品》 全表彰対象世帯に5,000円程度の健康に関する品(例：自動血圧計マッサージ器)を贈呈する</p> <p>《財源》 財政調整交付金特別調整交付金のうち、保健事業多額分の交付対象</p>	<p>表彰規定</p> <p>岸本町 あり</p> <p>溝口町 なし</p> <p>表彰対象者</p> <p>岸本町 世帯被保険者数と無診療年数による</p> <p>溝口町 無診療1年で対象としている</p>			<p>合併時に一元化を図る。</p>	
14	<p>国保の保健事業：医療費通知</p> <p>国保連合会に通知書の作成を委託し、医療費の総額を知らせる事で医療費の軽減を図る。</p>	<p>国保の保健事業：医療費通知</p> <p>国保連合会に通知書の作成を委託し、医療費の総額を知らせる事で医療費の軽減を図る。</p>	<p>同一</p>			<p>現行どおりとする。</p>	
15	<p>国保の保健事業：疾病分析</p> <p>《分析対象》 一般・退職・国保老人レセプト全部</p> <p>《分析者》 レセプト点検事務を行っている賃金職員</p> <p>《分析日数》 月2から3日</p> <p>《賃金》 勤務日数に応じた賃金(1/2国庫補助)</p> <p>《分析システム》 国保連合会開発の疾病分類分析システム</p> <p>《入力作業》 レセプト点検事務を行っている賃金職員</p> <p>《入力開始時期》 平成14年4月診療分から</p> <p>《入力状況》 平成15年2月診療分まで(平成15年4月現在)</p> <p>《活用状況》 データが少ないため、活用は行っていない</p>	<p>国保の保健事業：疾病分析</p> <p>《分析対象》 一般・退職・国保老人レセプト(未記入レセプトのみ)</p> <p>《分析者》 レセプト点検共同事業2の点検員</p> <p>《分析日数》 月2から3日</p> <p>《分析委託料》 国保連合会の請求により支払</p> <p>《分析システム》 国保連合会開発の疾病分類分析システム</p> <p>《入力作業》 国保担当者</p> <p>《入力開始時期》 平成11年4月診療分から</p> <p>《入力状況》 平成15年2月診療分まで(平成15年4月現在)</p> <p>《活用状況》 健康づくり大会等の資料として提供 保健事業を計画するための資料として活用</p>	<p>分析対象</p> <p>岸本町 全レセプト</p> <p>溝口町 未記入レセプト(3ヶ月以内に同一病院にかかっていないもののみ)</p> <p>分析者</p> <p>岸本町 レセプト点検員</p> <p>溝口町 国保連合会のレセプト点検員</p> <p>入力作業</p> <p>岸本町 レセプト点検員</p> <p>溝口町 国保担当者</p> <p>レセプト点検専門員の確保ができるかどうか問題のため、なるべくレセプト点検専門員の負担を軽減することが望ましい。</p>			<p>合併時に溝口町の制度を適用する。</p>	
16	<p>国保の保健事業：エイズ予防啓発事業</p> <p>実施していない。</p>	<p>国保の保健事業：エイズ予防啓発事業</p> <p>財政調整交付金特別調整交付金の補助対象として、パンフレットの配布を実施している。</p>	<p>実施状況</p> <p>岸本町 実施していない</p> <p>溝口町 実施している</p> <p>パンフレット配布では効果が薄い。またエイズに関する知識がかなり浸透してきていると思われるので、溝口町国保事業は合併時まで廃止する。</p>			<p>合併時に一般会計事業に移行する。</p>	

専門部会名	住民環境部会		責任者	永見文夫	ワーキンググループ名	国民健康保険事業の取扱い		責任者	景山祐子
合併協定項目	21 国民健康保険事業の取扱い		各種事務事業の取扱い		備考				
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
17	<p>国保被保険者等の交付 《被保険者証の交付》異動届出時：住民環境課 《検認・更新》 住民環境課 隔年で検認・更新を行っている 交換方法 町内5会場及び役場で行う 周知方法 行政無線及び部落有線放送で行う 自治会未加入者にはハガキで通知 その他 滞納者分については、税務地籍課で行う 《有効期限》 平成14年度から7月31日（高齢受給者証の有効期限に合わせた） 《再交付》 住民環境課で申請・交付 《遠隔地》 住民環境課で申請・交付 《マル学》 住民環境課で申請・交付 《住所地特例》 住民環境課で通知、対象者管理を行っている</p>	<p>国保被保険者等の交付 《被保険者証の交付》 異動届出時：住民課 《検認・更新》 福祉保健課 毎年更新 交換方法 被保険者証を部落代表者あてに簡易書留により郵送 部落代表者は新保険証の受領証を役場に送付 部落代表者が旧保険証と新保険証を交換 部落代表者が旧保険証を役場に返還 《有効期限》 平成14年度から7月31日（高齢受給者証の有効期限に合わせた） 《再交付》 住民課で申請・交付 《遠隔地》 住民課で申請・交付 《マル学》 住民課で申請・交付 《住所地特例》 福祉保健課で通知、対象者管理を行っている</p>	<p>検認・更新の方法 岸本町 町内5会場及び役場 溝口町 各部落代表者に依頼 担当課については、事務分掌が違うため違いがあるが、合併後の分担の状況により決定すべきである。 岸本町では部落代表者に依頼することは難しいため、会場数を増やす等の措置が必要である。 新町においては、郵送方式で対応する。</p>			<p>合併後に一元化を図る。</p>			
18	<p>国保運営協議会 国保運営協議会の円滑な運営を図る事を目的に会議資料・議事録の作成等を行う。</p>	<p>国保運営協議会 国保運営協議会の円滑な運営を図る事を目的に会議資料・議事録の作成等を行う。</p>	同一			<p>現行どおりとする。</p>			
19	<p>国保資格の確認 届書の確認 退職者医療制度該当者の適用勸奨 高齢受給者証の交付 レセプトの資格確認</p>	<p>国保資格の確認 届書の確認 退職者医療制度該当者の適用勸奨 高齢受給者証の交付 レセプトの資格確認</p>	同一			<p>現行どおりとする。</p>			
20	<p>国保事業の取扱い 保険給付 負担金・補助金等の申請・請求・実績報告 事務費負担金・拠出金等の支払業務 保健事業</p>	<p>国保事業の取扱い 保険給付 負担金・補助金等の申請・請求・実績報告 事務費負担金・拠出金等の支払業務 保健事業</p>	同一			<p>現行どおりとする。</p>			
21	<p>国保税の滞納対策 短期被保険者証の交付 資格証明書の交付</p>	<p>国保税の滞納対策 短期被保険者証の交付 資格証明書の交付</p>	同一			<p>現行どおりとする。</p>			
22	<p>国保資格の得喪及び被保険者台帳の整備 国保資格の得喪届 住民環境課 届出の勸奨 住民環境課 被保険者台帳の整備 住民環境課 各月ごとに台帳を整理</p>	<p>国保資格の得喪及び被保険者台帳の整備 国保資格の得喪届 住民課 届出の勸奨 住民課 被保険者台帳の整備 福祉保健課 レセプト収納時に台帳を整理</p>	<p>分掌事務が違うため、違いがあるが、合併後の分掌事務の状況により取扱う事になる。</p>			<p>現行どおりとする。</p>			

専門部会名	税務出納部会				責任者	金田政雄	ワーキンググループ名	出納業務の取扱い		責任者	景山千恵
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い			各種事務事業の取扱い	25 - 6 出納業務の取扱い			備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点				調整方法		
1	<p>現金の出納及び保管に関すること 収納について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役場では午前8：30～午後5：15まで窓口で受け取る(納税組合の集金分は除く) ・各金融機関(指定金融機関等)では、午前9：00から午後3：00 <p>支払について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関を通じ口座振替・納付書払いを実施 ・資金前途、概算払等窓口で支払い日に対応 <p>現金、定期預金等は各金融機関に預けて保管する</p> <p>金融機関が休日の場合の対応として現金10万程度役場で保管している</p>		<p>現金の出納及び保管に関すること 収納について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役場では午前8：30～午後5：15まで窓口で受け取る(納税組合可) ・各金融機関では、午前9：00から午後3：00 <p>支払について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各金融機関を通じての納付書払い ・資金前渡等、原則として窓口払い <p>現金、定期預金等は各金融機関に預けて保管する</p> <p>(集計後、現金10万円程度を残し銀行に預ける)</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・支払方法の相違 ・溝口町...平成16年度から合銀を指定金融機関とし、口座振替を実施 				<ul style="list-style-type: none"> ・合併時に一元化する ・支払方法は岸本町の例による 		
2	<p>物品の出納及び保管に関すること (使用中の物品に係る保管を除く)</p> <p>【物品の出納】</p> <p>各課は、年度中に購入、譲与及び使用場所・保管課替を行った物品(備品)について、年度末に「備品台帳入力原票」により出納室に報告する。また、備品を廃棄した場合は、廃棄伺の写しを出納室に提出する。</p> <p>出納室は、各課からの報告により、備品台帳の整理を行う。</p> <p>備品台帳： エクセルファイルで管理(システム検討中)</p> <p>物品の貸付については、岸本町財務規則により行っている。 (貸付期間は、1年をこえることができない。更新することは可。)</p> <p>【物品の保管】</p> <p>各課等で不用となった物品については、出納室で保管する。(保管場所については、特に定めていない。)</p>		<p>物品の出納及び保管に関すること (使用中の物品に係る保管を除く)</p> <p>【物品の出納】</p> <p>年度中に購入、譲与及び使用場所・保管課替を行った物品(備品)について、各課で支払の証憑を作成し、その都度出納室へ報告する。また、備品を廃棄する場合は、廃棄伺を出納室に提出する。</p> <p>出納室は、各課からの報告により、備品台帳の整理を行う。</p> <p>備品台帳： 備品カードで管理(システム検討中)</p> <p>【物品の保管】</p> <p>登録したものについては各課で管理</p>		<ol style="list-style-type: none"> 1. 備品の定義等実態と合っていない財務規則の見直しが必要 2. 現在の備品の整理が必要 3. 備品台帳の管理方法が違う 4. 出納方法が違う 				<ul style="list-style-type: none"> ・現在管理しているものについては、合併までに整理する ・合併時に一元化する 備品台帳については岸本町の例による 出納方法については溝口町の例による 		

行政現況調書調整一覧表

専門部会長専決事項

専門部会名	税務出納部会		責任者	金田政雄	ワーキンググループ名	出納業務の取扱い		責任者	景山千恵																				
合併協定項目	25各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25-6出納業務の取扱い		備考																							
連番	岸本町	溝口町	課題・問題点			調整方法																							
3	<p>支出負担行為の確認に関する事 総務課長等の決裁受け関係書類により、次のとおり確認する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 予算配当を受けた歳出予算の執行の範囲内 2. 法令又は契約に違反していないか 3. 金額の算定に誤りがないか 4. 所属年度、会計科目等誤りがないか <p>支出負担行為決裁区分</p> <table border="0"> <tr><td>町長</td><td>300万以上</td></tr> <tr><td>助役</td><td>300万未満</td></tr> <tr><td>教育長</td><td>5万未満</td></tr> <tr><td>総務課長</td><td>100万未満</td></tr> <tr><td>課長等</td><td>3万未満</td></tr> <tr><td>校長</td><td>1万未満</td></tr> </table>	町長	300万以上	助役	300万未満	教育長	5万未満	総務課長	100万未満	課長等	3万未満	校長	1万未満	<p>支出負担行為の確認に関する事 総務課長等の決裁受け関係書類により、次のとおり確認する</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 予算配当を受けた歳出予算の執行の範囲内 2. 法令又は契約に違反していないか 3. 金額の算定に誤りがないか 4. 所属年度、会計科目等誤りがないか <p>支出負担行為決裁区分</p> <table border="0"> <tr><td>町長</td><td>100万以上</td></tr> <tr><td>助役</td><td>30万以上</td></tr> <tr><td>総務課長</td><td>10万以上</td></tr> <tr><td>課長等</td><td>10万未満</td></tr> </table>	町長	100万以上	助役	30万以上	総務課長	10万以上	課長等	10万未満	1. 決裁金額が違う(条例の専決規定により)総務部会で調整			・ 現行のまま新町へ引き継ぐ			
町長	300万以上																												
助役	300万未満																												
教育長	5万未満																												
総務課長	100万未満																												
課長等	3万未満																												
校長	1万未満																												
町長	100万以上																												
助役	30万以上																												
総務課長	10万以上																												
課長等	10万未満																												
4	<p>歳入歳出予算の収支及び決算に関する事 ○毎日、月の収支計算書作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入、支出処理後、毎日、収支日計表を作成 ・ 月末で締め、収支月計表を作成 <p>5月末で出納閉鎖し、決算する</p> <p>電算処理(鳥取県情報センター)</p>	<p>歳入歳出予算の収支及び決算に関する事 ○毎日、月の収支計算書作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入、支出処理後、毎日、収支日計表を作成 ・ 月末で締め、収支月計表を作成 <p>5月末で出納閉鎖し、決算する</p> <p>電算処理(鳥取県情報センター)</p>	問題なし			・ 現行のまま新町へ引き継ぐ																							
5	<p>決算書作成事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出納閉鎖後、7月上旬に企業会計(岸本水道)8月上旬に一般会計・特別会計(11会計)の決算書を作成 <p>電算処理(財務システム:財 鳥取県情報センター)</p>	<p>決算書作成事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出納閉鎖後、7月上旬に一般会計・特別会計(8会計)の決算書を作成 <p>電算処理(財務システム:財 鳥取県情報センター)</p>	・ 決算書作成の時期が違うが、決算監査の日程により作成するため問題なし			・ 合併時に一元化する(議会運営方法が決定された後調整)																							

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							専門部会長専決事項		
専門部会名	産業経済部会		責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農業委員会		責任者	森田征孝
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 32 農林水産事業			備考		
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
1	<p>農地等の売買、権利の移転、農用地のあっせん (目的) 農地又は採草放牧地についての所有権の移転及び設定の機会をとらえて、農地が農業者以外の者によって取得されることを防ぎ、生産性の高い農業経営者によって効率的に利用されことにより農業生産力の維持・拡大を図る。</p> <p>(許可権限) ○農林局長：権利を取得しようとする者がその住所のある市町村の区域外にある農地等に対して権利を取得する場合 ○農業委員長：譲受人の住所のある市町村の区域内にある農地等を取得する場合</p>		<p>農地等の売買、権利の移転、農用地のあっせん (目的) 農地又は採草放牧地についての所有権の移転及び設定の機会をとらえて、農地が農業者以外の者によって取得されることを防ぎ、生産性の高い農業経営者によって効率的に利用されことにより農業生産力の維持・拡大を図る。</p> <p>(許可権限) ○農林局長：権利を取得しようとする者がその住所のある市町村の区域外にある農地等に対して権利を取得する場合 ○農業委員長：譲受人の住所のある市町村の区域内にある農地等を取得する場合</p>		法律等に基づき実施しているため問題なし。			現行どおり新町に引き継ぐ。	
2	<p>農地等の転用 (目的) 農地転用許可制度により、良好な営農条件を備えた農地を確保するとともに、併せて社会経済上必要な土地需要にも対応する。</p> <p>(内容) ○農地法第4条申請：農地を農地以外のものにする時（権利移動を伴わないもの） ○農地法第5条申請：農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにする時（権利移動を伴うもの）</p> <p>(許可権限) 農林局長：2,000㎡未満の転用・一時転用 県知事：2,000㎡以上2 ha未満の転用 県知事：2ha以上4 ha未満の転用(要：農林水産大臣事前農林水産大臣：4 ha以上の転用</p>		<p>農地等の転用 (目的) 農地転用許可制度により、良好な営農条件を備えた農地を確保するとともに、併せて社会経済上必要な土地需要にも対応する。</p> <p>(内容) ○農地法第4条申請：農地を農地以外のものにする時（権利移動を伴わないもの） ○農地法第5条申請：農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のものにする時（権利移動を伴うもの）</p> <p>(許可権限) 農林局長：2,000㎡未満の転用・一時転用 県知事：2,000㎡以上2 ha未満の転用 県知事：2ha以上4 ha未満の転用(要：農林水産大臣事前協議) 農林水産大臣：4 ha以上の転用</p>		法律等に基づき実施しているため問題なし。			現行どおり新町に引き継ぐ。	
3	<p>農地基本台帳の整備 (目的) 農家・農地に関する情報を農地基本台帳により適切な管理を行う。</p> <p>(内容) ○農地情報管理システムにより、農地の耕作状況等農家・農地に関する情報等を農地基本台帳により、整備を行っていく。 ○農地情報管理システムの保守管理を鳥取県情報センターと委託契約し、維持管理を行う。 ○農地の移動等それぞれの許可権限者の許可後及び農用地利用集積計画が決定になり公示後台帳への入力を行う。</p>		<p>農地基本台帳の整備 (目的) 農家・農地に関する情報を農地基本台帳により適切な管理を行う。</p> <p>(内容) ○固定資産台帳の農地のみの一覧表により管理</p>		岸本町は農地基本台帳を県情報センターとの委託契約により、パソコン管理している。			新町で農地情報管理システムにより管理。	

専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農業委員会	責任者	森田征孝																									
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 32 農林水産事業	備考																												
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点		調整方法																										
4	<p>国有地の管理 (内容) ○農地の買受けができない農家が借用している国有地の管理、使用料の徴収事務。 (件数) 2件(3筆) (面積) 300㎡ (徴収方法) 納入通知書を作成し、借受人へ郵送納入依頼をする。 (送金の方法) 納付書(国庫金)を作成し、出納室(町助役)から歳入徴収官(県出納長)へ送金。 (そのた事務) 借受人に関する諸手続き</p>	<p>国有地の管理 (内容) ○農地の買受けができない農家が借用している国有地の管理、使用料の徴収事務。 (件数) 2件(3筆) (面積) 1,027㎡ (徴収方法) 納入通知書を作成し、借受人へ郵送納入依頼をする。 (送金の方法) 納付書(国庫金)を作成し、出納室(町助役)から歳入徴収官(県出納長)へ送金。 (そのた事務) 借受人に関する諸手続き</p>	<p>法律等に基づき実施しているため問題なし。</p>	<p>現行どおり新町に引き継ぐ。</p>																												
5	<p>利用権設定関連事業 (目的) 効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目指し、農業経営基盤の強化措置を総合的に講ずること。 (内容) 農業経営基盤強化促進法に基づき、町長から提出された農用地利用集積計画書を農業委員会において利用権の設定内容、利用権の設定を受ける者の適格等審議し、計画を決定する。 農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画が町長により定められ、その旨を公告し、農用地利用集積計画管理台帳を整備する。</p>	<p>利用権設定関連事業 (目的) 効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目指し、農業経営基盤の強化措置を総合的に講ずること。 (内容) 農業経営基盤強化促進法に基づき、町長から提出された農用地利用集積計画書を農業委員会において利用権の設定内容、利用権の設定を受ける者の適格等審議し、計画を決定する。 農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画が町長により定められ、その旨を公告し、農用地利用集積計画管理台帳を整備する。</p>	<p>担当課が違う。 溝口町 産業課 岸本町 農業委員会 事業としては問題なし</p>	<p>現行どおり新町に引き継ぐ。 事務の担当課は町長部局とすべき。</p>																												
6	<p>標準小作料改定事業 (目的) 耕作者(小作人)の農業経営を安定させる (内容) 農地の貸手・借手の代表者及び学識経験者等による「小作料協議会」を設置し、地域の自然的条件及び利用上の条件を勘案して必要な区分ごとに、その区分に属する農地につき通常の農業経営が行なわれたとした場合における生産費、生産量、生産物の価格等を参酌し、耕作者の経営の安定を図るよう小作料の標準額の見直しを行う。 小作料協議会委員 14名 貸手代表者5人 (報酬なし、出席報償費のみ) 借手代表者5人 学識経験者4人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">農地の区分</th> <th>小作料の標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">田の部</td> <td>平坦</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>中間</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>山間</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">畑の部</td> <td>上</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td>下</td> <td>6,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成15年4月1日適年(小作料は10a当たりの単価)</p>	農地の区分		小作料の標準額	田の部	平坦	12,000円	中間	10,000円	山間	8,000円	畑の部	上	8,000円	下	6,000円	<p>標準小作料改定事業 (目的) 耕作者(小作人)の農業経営を安定させる (内容) 農地の貸手・借手の代表者及び学識経験者等による「小作料協議会」を設置し、地域の自然的条件及び利用上の条件を勘案して必要な区分ごとに、その区分に属する農地につき通常の農業経営が行なわれたとした場合における生産費、生産量、生産物の価格等を参酌し、耕作者の経営の安定を図るよう小作料の標準額の見直しを行う。 小作料協議会委員 13名 貸手代表者5人 (報酬なし、出席報償費のみ) 借手代表者5人 学識経験者3人</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">農地の区分</th> <th>小作料の標準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">田の部</td> <td>上田</td> <td>15,700円</td> </tr> <tr> <td>中田</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>下田</td> <td>9,600円</td> </tr> <tr> <td>畑の部</td> <td>全域</td> <td>7,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>平成12年4月1日適年(小作料は10a当たりの単価) 15年度改訂予定</p>	農地の区分		小作料の標準額	田の部	上田	15,700円	中田	12,900円	下田	9,600円	畑の部	全域	7,100円	<p>法令に基づき実施している。 小作料の標準額と協議会委員の委員数が両町で異なる。</p>	<p>合併後、一本化する。</p>
農地の区分		小作料の標準額																														
田の部	平坦	12,000円																														
	中間	10,000円																														
	山間	8,000円																														
畑の部	上	8,000円																														
	下	6,000円																														
農地の区分		小作料の標準額																														
田の部	上田	15,700円																														
	中田	12,900円																														
	下田	9,600円																														
畑の部	全域	7,100円																														

専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農業委員会	責任者	森田征孝																																																																														
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 32 農林水産事業			備考																																																																															
連番	岸 本 町	溝 口 町			課題・問題点	調整方法																																																																															
7	<p>農地等利用関係紛争処理事業 (目的) 農地をめぐる紛争が発生し当事者間で解決が実を結ばない場合、農業委員会によって紛争解決の和解の仲介にあたる。</p> <p>(内容) ○農業委員会による和解の仲介 当事者の双方又は一方から、和解の仲介の申立てがあった場合、農業委員のうちから、農業委員長が事件ごとに指名する(当該紛争の当事者の親族である委員、当該紛争について利害関係を有する委員等は除く) 仲介委員によって行う。</p>	<p>農地等利用関係紛争処理事業 (目的) 農地をめぐる紛争が発生し当事者間で解決が実を結ばない場合、農業委員会によって紛争解決の和解の仲介にあたる。</p> <p>(内容) ○農業委員会による和解の仲介 当事者の双方又は一方から、和解の仲介の申立てがあった場合、農業委員のうちから、農業委員長が事件ごとに指名する(当該紛争の当事者の親族である委員、当該紛争について利害関係を有する委員等は除く) 仲介委員によって行う。</p>			法令に基づき実施しているため問題なし。	現行どおり新町に引き継ぐ。																																																																															
8	<p>農作業労働標準賃金協定 (目的) 農作業の労働標準賃金協定額を定め、農業の経営安定に取り組む。</p> <p>(内容) ○農作業の労働標準賃金を決定する。 春季・秋季の農作業ごとを整備田と未整備田に区分し、労働標準賃金の協定額を決定して町内の統一を図る。 (10a当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業名</th> <th>春の協定額</th> <th>秋の協定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般農作業 男女共</td> <td>6,700 円</td> <td>6,700 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">耕うん</td> <td>整備田</td> <td>5,700 円</td> </tr> <tr> <td>未整備田</td> <td>6,700 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">代かき</td> <td>整備田</td> <td>5,500 円</td> </tr> <tr> <td>未整備田</td> <td>6,200 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機械田植</td> <td>整備田</td> <td>5,400 円</td> </tr> <tr> <td>未整備田</td> <td>6,200 円</td> </tr> <tr> <td>牧草刈り</td> <td>3,700 円</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">稲刈り (ひも代含む)</td> <td>整備田</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>未整備田</td> <td>7,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">稲脱穀</td> <td>生</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>乾</td> <td>8,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コンバイン</td> <td>整備田</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>未整備田</td> <td>15,600 円</td> </tr> </tbody> </table>	作業名	春の協定額	秋の協定額	一般農作業 男女共	6,700 円	6,700 円	耕うん	整備田	5,700 円	未整備田	6,700 円	代かき	整備田	5,500 円	未整備田	6,200 円	機械田植	整備田	5,400 円	未整備田	6,200 円	牧草刈り	3,700 円	-	稲刈り (ひも代含む)	整備田	-	未整備田	7,000 円	稲脱穀	生	-	乾	8,000 円	コンバイン	整備田	-	未整備田	15,600 円	<p>農作業労働標準賃金協定 (目的) 農作業の労働標準賃金協定額を定め、農業の経営安定に取り組む。</p> <p>(内容) ○農作業の労働標準賃金を決定する。 春季・秋季の農作業ごとを整備田と未整備田に区分し、労働標準賃金の協定額を決定して町内の統一を図る。 (10a当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業名</th> <th>春の協定額</th> <th>秋の協定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般農作業 男女共</td> <td>6,900 円</td> <td>6,900 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">耕うん</td> <td>整備田</td> <td>6,600 円</td> </tr> <tr> <td>未整備田</td> <td>7,200 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">代かき</td> <td>整備田</td> <td>4,500 円</td> </tr> <tr> <td>未整備田</td> <td>5,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機械田植</td> <td>整備田</td> <td>6,100 円</td> </tr> <tr> <td>未整備田</td> <td>7,100 円</td> </tr> <tr> <td>牧草刈り</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">稲刈り (ひも代含む)</td> <td>整備田</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>未整備田</td> <td>7,200 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">稲脱穀</td> <td>生</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>乾</td> <td>8,200 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">コンバイン</td> <td>整備田</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>未整備田</td> <td>15,200 円</td> </tr> </tbody> </table>			作業名	春の協定額	秋の協定額	一般農作業 男女共	6,900 円	6,900 円	耕うん	整備田	6,600 円	未整備田	7,200 円	代かき	整備田	4,500 円	未整備田	5,000 円	機械田植	整備田	6,100 円	未整備田	7,100 円	牧草刈り	-	-	稲刈り (ひも代含む)	整備田	-	未整備田	7,200 円	稲脱穀	生	-	乾	8,200 円	コンバイン	整備田	-	未整備田	15,200 円	標準賃金が異なる。	合併後に新町の農業委員会で協議して決定。	
作業名	春の協定額	秋の協定額																																																																																			
一般農作業 男女共	6,700 円	6,700 円																																																																																			
耕うん	整備田	5,700 円																																																																																			
	未整備田	6,700 円																																																																																			
代かき	整備田	5,500 円																																																																																			
	未整備田	6,200 円																																																																																			
機械田植	整備田	5,400 円																																																																																			
	未整備田	6,200 円																																																																																			
牧草刈り	3,700 円	-																																																																																			
稲刈り (ひも代含む)	整備田	-																																																																																			
	未整備田	7,000 円																																																																																			
稲脱穀	生	-																																																																																			
	乾	8,000 円																																																																																			
コンバイン	整備田	-																																																																																			
	未整備田	15,600 円																																																																																			
作業名	春の協定額	秋の協定額																																																																																			
一般農作業 男女共	6,900 円	6,900 円																																																																																			
耕うん	整備田	6,600 円																																																																																			
	未整備田	7,200 円																																																																																			
代かき	整備田	4,500 円																																																																																			
	未整備田	5,000 円																																																																																			
機械田植	整備田	6,100 円																																																																																			
	未整備田	7,100 円																																																																																			
牧草刈り	-	-																																																																																			
稲刈り (ひも代含む)	整備田	-																																																																																			
	未整備田	7,200 円																																																																																			
稲脱穀	生	-																																																																																			
	乾	8,200 円																																																																																			
コンバイン	整備田	-																																																																																			
	未整備田	15,200 円																																																																																			

専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農業委員会	責任者	森田征孝												
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い	各種事務事業の取扱い	25 - 32 農林水産事業		備考														
連番	岸 本 町	溝 口 町		課題・問題点	調整方法														
9	<p>農地保有合理化事業 (目的) 農業振興地域内の農地について、農業経営の規模の拡大農地の集団化その他農地保有の合理化を促進する。</p> <p>(内容) ○農地売買等事業 農地等の利用権を一旦鳥取県農業開発公社に設定し、公社から受け手へ利用権を再設定することで、譲受け農家は特例措置が受けられる。</p> <p>○土地利用型大規模経営促進事業による助成金交付 ・農業開発公社より農地を取得した認定農業者に助成金を交付する。</p> <p>○農作業受委託促進特別事業 ・基幹的農作業を一定面積以上受託した農業者等に対して受託料の3年分以内（認定農業者は5年分以内）に相当する額を無利子で貸付ける。</p> <p>○農業用機械リース事業 ・農地売買等事業を活用して経営面積の規模拡大を図った認定農業者に農業開発公社が農業用機械を借入て当該農業者へ貸付を行う。</p>	<p>農地保有合理化事業 (目的) 農業振興地域内の農地について、農業経営の規模の拡大農地の集団化その他農地保有の合理化を促進する。</p> <p>(内容) ○農地売買等事業 農地等の利用権を一旦鳥取県農業開発公社に設定し、公社から受け手へ利用権を再設定することで、譲受け農家は特例措置が受けられる。</p> <p>○土地利用型大規模経営促進事業による助成金交付 ・農業開発公社より農地を取得した認定農業者に助成金を交付する。</p> <p>○農作業受委託促進特別事業 ・基幹的農作業を一定面積以上受託した農業者等に対して受託料の3年分以内（認定農業者は5年分以内）に相当する額を無利子で貸付ける。</p> <p>○農業用機械リース事業 ・農地売買等事業を活用して経営面積の規模拡大を図った認定農業者に農業開発公社が農業用機械を借入て当該農業者へ貸付を行う。</p>		法令に基づき、鳥取県農業開発公社と委託契約に基づき事業しているため問題なし。	現行のまま新町に引き継ぐ。														
10	<p>農業者年金事務 (目的) 老後の生活安定・福祉向上など国民年金と合せて、農業者の老後のささえである農業者年金の加入推進・受給手続等農業者年金法に基づく業務にあたる。</p> <p>(内容) ○農業者年金基金と委託契約を結び、年金業務あたる。</p> <p>○新農業者年金へ「基金の加入推進方針」により、JA及び農業委員会が連携及び協議し、加入を推進する。</p> <p>○農業者年金の加入・脱退・請求等各種手続を行う。 ・現加入者 9人</p>	<p>農業者年金事務 (目的) 老後の生活安定・福祉向上など国民年金と合せて、農業者の老後のささえである農業者年金の加入推進・受給手続等農業者年金法に基づく業務にあたる。</p> <p>(内容) ○農業者年金基金と委託契約を結び、年金業務あたる。</p> <p>○新農業者年金へ「基金の加入推進方針」により、JA及び農業委員会が連携及び協議し、加入を推進する。</p> <p>○農業者年金の加入・脱退・請求等各種手続を行う。 ・現加入者 5人</p>		法令に基づき実施しているため問題なし	現行どおり新町に引き継ぐ														
11	<p>規模拡大農業者支援事業 (目的) 農業経営を改善、強化しようとする認定農業者に対し、経営規模の拡大を促進する。</p> <p>(内容) 認定農業者・準認定農業者が、農地の利用集積を行い、経営規模の拡大を図る場合に、農地面積と利用権設定した期間により補助金を交付する。</p> <table border="1"> <tr> <td>交付条件</td> <td>利用権設定期間</td> <td>交付額(10aあたり)</td> </tr> <tr> <td>利用権設定</td> <td>3年以上</td> <td>8,000円</td> </tr> </table>	交付条件	利用権設定期間	交付額(10aあたり)	利用権設定	3年以上	8,000円	<p>規模拡大農業者支援事業 (目的) 農業経営を改善、強化しようとする認定農業者に対し、経営規模の拡大を促進する。</p> <p>(内容) 認定農業者・準認定農業者が、農地の利用集積を行い、経営規模の拡大を図る場合に、農地面積と利用権設定した期間により補助金を交付する。</p> <table border="1"> <tr> <td>交付条件</td> <td>利用権設定期間</td> <td>交付額(10aあたり)</td> </tr> <tr> <td>利用権設定</td> <td>3年以上</td> <td>8,000円</td> </tr> </table>		交付条件	利用権設定期間	交付額(10aあたり)	利用権設定	3年以上	8,000円	単県事業により実施しているため問題なし	現行どおり新町に引き継ぐ		
交付条件	利用権設定期間	交付額(10aあたり)																	
利用権設定	3年以上	8,000円																	
交付条件	利用権設定期間	交付額(10aあたり)																	
利用権設定	3年以上	8,000円																	

行政現況調査調整一覧表

専門部会長専決事項

専門部会名	産業経済部会		責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農林水産事業(畜産)		責任者	谷口仁志																												
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 32 農林水産事業			備考																														
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点			調整方法																															
1	<p>家畜飼養状況調査 (目的) 県内の畜産の生産構造や家畜の飼養状況の実態と動向を把握し、畜産振興の基礎資料とする。</p> <p>(内容) 溝口家畜保健衛生所が調査実施 農協と協力しながら、資料提供を行う。</p> <p>調査項目 飼養者、年齢、経営規模、飼料作付面積等</p>	<p>家畜飼養状況調査 (目的) 県内の畜産の生産構造や家畜の飼養状況の実態と動向を把握し、畜産振興の基礎資料とする。</p> <p>(内容) 溝口家畜保健衛生所が調査実施 農協と協力しながら、資料提供を行う。</p> <p>調査項目 飼養者、年齢、経営規模、飼料作付面積等</p>	なし			現行どおり新町に引き継ぐ。																															
2		<p>放牧場管理業務 (目的) 平成11年度から供用開始した大滝放牧場の利用推進等を畜産農家の省力経営とコストの低減、また健全な繁殖牛を育成する。</p>	溝口町のみ実施している。			現行どおり新町に引き継ぐ。																															
3	<p>肉用牛肥育経営安定対策事業 (目的) 肉用牛肥育経営の安定を図るため、農家の抛出と国の助成により基金を造成しBSEの発生により収益が悪化した場合などに家族労働費を補填する。</p> <p>(内容) 事業実施主体 鳥取西部農業協同組合 1頭当りの負担金算出基礎 黒毛和種1頭当りの基金 66,000円 1頭当りの負担額</p> <table border="1"> <tr><td>国</td><td>3 / 4</td><td>49,500円</td></tr> <tr><td>県</td><td>1 / 1 2</td><td>5,500円</td></tr> <tr><td>町</td><td>1 / 2 4</td><td>2,750円</td></tr> <tr><td>農協</td><td>1 / 2 4</td><td>2,750円</td></tr> <tr><td>生産者</td><td>1 / 1 2</td><td>5,500円</td></tr> </table> <p>基金造成実績 平成13年度基金造成額 1,224,000円(町負担51,000円) 平成14年度基金造成額 1,069,200円(町負担44,550円)</p>	国	3 / 4	49,500円	県	1 / 1 2	5,500円	町	1 / 2 4	2,750円	農協	1 / 2 4	2,750円	生産者	1 / 1 2	5,500円	<p>肉用牛肥育経営安定対策事業 (目的) 肉用牛肥育経営の安定を図るため、農家の抛出と国の助成により基金を造成しBSEの発生により収益が悪化した場合などに家族労働費を補填する。</p> <p>(内容) 事業実施主体 鳥取西部農業協同組合 1頭当りの負担金算出基礎 黒毛和種1頭当りの基金 66,000円 1頭当りの負担額</p> <table border="1"> <tr><td>国</td><td>3 / 4</td><td>49,500円</td></tr> <tr><td>県</td><td>1 / 1 2</td><td>5,500円</td></tr> <tr><td>町</td><td>1 / 2 4</td><td>2,750円</td></tr> <tr><td>農協</td><td>1 / 2 4</td><td>2,750円</td></tr> <tr><td>生産者</td><td>1 / 1 2</td><td>5,500円</td></tr> </table> <p>基金造成実績 平成13年度基金造成額 3,860,400円(町負担158,600円) 平成14年度基金造成額 2,310,000円(町負担96,250円)</p>	国	3 / 4	49,500円	県	1 / 1 2	5,500円	町	1 / 2 4	2,750円	農協	1 / 2 4	2,750円	生産者	1 / 1 2	5,500円	なし			現行どおり新町に引き継ぐ。	
国	3 / 4	49,500円																																			
県	1 / 1 2	5,500円																																			
町	1 / 2 4	2,750円																																			
農協	1 / 2 4	2,750円																																			
生産者	1 / 1 2	5,500円																																			
国	3 / 4	49,500円																																			
県	1 / 1 2	5,500円																																			
町	1 / 2 4	2,750円																																			
農協	1 / 2 4	2,750円																																			
生産者	1 / 1 2	5,500円																																			
4		<p>日野地方農林振興協議会肉用牛部会 (目的) 日野郡の肉用牛の振興を図る。</p> <p>(委員等の構成) 町・JA西部・JA西部肉用牛部会・家畜人工受精師・県畜産推進機構 県(農林局農業振興課・農業改良普及所・家畜保健衛生所・畜産試験場)</p> <p>(活動内容) 畜産振興に関するあらゆる協議を行う。</p>	<p>・岸本町が所属している米子地方農林振興協議会では肉用牛部会がない。</p>			<p>日野地方農林振興協議会肉用牛部会は、特に活発な活動により、日野郡の畜産振興に大きく貢献しており、合併後、新町の畜産振興に支障がないよう調整する。</p> <p>(新町の郡の所属決定後に具体的に調整を行う。)</p>																															

行政現況調書調整一覧表

専門部会長専決事項

専門部会名	産業経済部会		責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農林水産事業(畜産)		責任者	谷口仁志
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 32 農林水産事業			備考		
連番	岸 本 町		溝 口 町		課題・問題点			調整方法	
5	<p>大家畜経営維持資金利子補給事業 (目的) BSEの発生により経済的に影響を受けた農業者が、運転資金として借入れた大家畜経営維持資金の利子負担を軽減し当該農業者の経営維持及び営農意欲の高揚を図る。 借入金額の金利が0%になるように国・県・JA・町が子補給をする。 対象者 2名 (内容等) 対象者 2名 事業主 鳥取西部農業協同組合</p> <p>借入金額 300,000円 借入期間 平成14年4月1日~平成14年12月23日(267日間) 利子補給 300,000円×0.533%×267日/365日=1,170円</p> <p>借入金額 1,200,000円 借入期間 平成14年4月1日~平成15年1月31日(306日間) 利子補給 1,200,000円×0.533%×306日/365日=5,362円 計 6,532円</p>		<p>大家畜経営維持資金利子補給事業 (目的) BSEの発生により経済的に影響を受けた農業者が、運転資金として借入れた大家畜経営維持資金の利子負担を軽減し当該農業者の経営維持及び営農意欲の高揚を図る。 借入金額の金利が0%になるように国・県・JA・町が子補給をする。 (内容等) 利用者なし</p>		なし			現行どおり新町に引き継ぐ。	

行政現況調査調整一覧表

行政現況調査調整一覧表							専門部会長専決事項	
専門部会名	産業経済部会	責任者	梅原 久義	ワーキンググループ名	農林水産事業(畜産)	責任者	谷口仁志	
合併協定項目	14 公共的団体の取扱い		各種事務事業の取扱い		備考			
連番	岸 本 町	溝 口 町	課題・問題点		調整方法			
1	<p>第9回全国和牛能力共進会米子市・西伯郡地域出品対策部会 (目的) 第9回全国和牛能力共進会への出品を目標に、生産者及び関係機関が連携・協力し、出品体制を推進するとともに、和牛生産意欲の向上を図る。</p> <p>(委員等の構成) 市町村・JA西部・西部和牛改良組合・家畜商組合・県和牛育種組合・県獣医師会・家畜人工受精師協会・県畜産推進機構(農林局農業振興課・農業改良普及所・家畜保健衛生所)・伯耆農業共済組合</p> <p>(活動内容) 全国共進会の出品対策、管内和牛の能力検査分析、管内関係機関との連携協力等を行う。</p>	<p>第9回全国和牛能力共進会日野地区出品対策協議会 (目的) 第9回全国和牛能力共進会に日野郡から代表を送り、鳥取和牛の名声を高め、日野郡肉用牛の振興と生産農家の意欲の向上を図る。</p> <p>(委員等の構成) 市町村・JA西部・JA西部肉用牛部会・鳥取西部和牛改良組合家畜人工受精師協会・伯耆農業共済組合・県(農林局農業振興課・農業改良普及所・家畜保健衛生所・畜産試験場)</p> <p>(活動内容) 全国共進会の出品対策、管内和牛の能力検査分析、管内関係機関との連携協力等を行う。</p>	<p>この部会・協議会は、鳥取県西部地区を中心に平成19年10月に実施される第9回全国和牛能力共進会鳥取大会へ優秀な和牛を出品するための機関である。</p> <p>事務局は鳥取県農林水産部。 この共進会は5年に1度開催され、共進会の成功いかんでは今後の鳥取牛の振興に大きく影響し、関係機関を含め各生産者が大きな期待をしている。</p>		<p>当面、原稿どおり新町に引き継ぐ。</p> <p>この機関は、平成17年度に西部地区で一本化する予定。</p>			

行政現況調書調整一覧表

専門部会長専決事項

専門部会名	産業経済部会		責任者	梅原 久義		ワーキンググループ名	治山・治水事業		責任者	田村茂樹				
合併協定項目	25 各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25 - 35 治山・治水事業				備考						
連番	岸 本 町			溝 口 町			課題・問題点	調整方法						
1	<p>県単独治山事業 (目的) 小規模な治山工事を単県事業で実施し、山地の崩壊を防ぎ保全を図る。</p> <p>(内容) 事業費 100万円～800万円まで 事業主体 町 工事内容 法面保護工・擁壁工・水路工・等</p> <p>(参考)平成11年度事業完了(小町地区一保安林指定) 平成11年度決算額6,000千円 (保安林指定 県2/3 受益者1/3)</p>			<p>県単独治山事業 (目的) 小規模な治山工事を単県事業で実施し、山地の崩壊を防ぎ保全を図る。</p> <p>(内容) 事業費 100万円～800万円まで 事業主体 町 工事内容 法面保護工・擁壁工・水路工・等</p> <p>実施内容 平成12年度 1地区 平成13年度 12地区 平成14年度 1地区 平成15年度 -地区 平成16年度 -地区</p>			なし				<p>現行のまま新町に引き継ぐ。</p>			

行政現況調書調整一覧表

行政現況調書調整一覧表							専門部会長専決事項			
専門部会名	教育部会		責任者	藤井好文	ワーキンググループ名		学校教育事業		責任者	三宅祐志
合併協議項目	25各種事務事業の取扱い		各種事務事業の取扱い	25-37学校教育事業			備考			
連番	岸 本 町		溝 口 町			課題・問題点		調整方法		
1	<p>町立学校の概要 岸本小学校 岸本町吉長 S39設置 3,049㎡ 348名 (校舎竣工時期:s42年3月、s42年5月、s56年3月) 八郷小学校 岸本町真野 T07設置 1,823㎡ 82名 (校舎竣工時期:s45年3月) 岸本中学校 岸本町吉長 S33設置 3,452㎡ 271名 (校舎竣工時期:s60年3月)</p>		<p>町立学校の概要 溝口小学校 溝口町溝口 S43設置 2,051㎡ 172名 (校舎竣工時期:s44年2月) 二部小学校 溝口町二部 M06設置 2,084㎡ 64名 (校舎竣工時期:s50年2月) 福岡分校 溝口町福岡 M07設置 211㎡ 5名 (校舎竣工時期:s29年3月) 日光小学校 溝口町栃原 S31設置 1,555㎡ 21名 (校舎竣工時期:H8年3月) 添谷分校 溝口町添谷 S32設置 220㎡ 2名 (校舎竣工時期:s13年7月) 溝口中学校 溝口町長山 S38設置 2,870㎡ 179名 (校舎竣工時期:s39年3月)</p>			なし。		現行どおり新町に引き継ぐ。		
2	<p>学齢簿の編製 町内に住所を有する学齢児童・生徒についてその就学義務の状況を把握するため、学齢簿を編製する。 ・新規就学予定児童 10月1日現在で住民基本台帳に基づき編製 鳥取県情報センターに委託 ・在学児童・生徒 必要な加除訂正 ・転入学児童・生徒 手書きで編製</p>		<p>学齢簿の編製 町内に住所を有する学齢児童・生徒についてその就学義務の状況を把握するため、学齢簿を編製する。 ・新規就学予定児童 10月1日現在で住民基本台帳に基づき編製 鳥取県情報センターに委託 ・在学児童・生徒 必要な加除訂正 ・転入学児童・生徒 手書きで編製</p>			なし。		現行どおり新町に引き継ぐ。		